

平成30年(ワ)第500号, 平成31年(ワ)第52号 国家賠償請求事件

原告 渡邊數美 外1名

被告 国

意見陳述書

熊本地方裁判所民事第3部合議係 御中

令和2年8月19日

原告ら訴訟復代理人 弁護士 徳田 靖



1 はじめに

(1) 私は、長らくハンセン病隔離政策にかかわる訴訟事件に原告ら代理人として関与してまいりましたが、その立場から、本件訴訟の重要性を改めて認識するところとなり、本件訴訟に原告ら代理人として参加することになりました。

ご承知のとおり、旧優生保護法は、ハンセン病患者をも、その優生手術の対象にしていたからです。

(2) 本日は、らい予防法違憲国賠訴訟の経験を踏まえて、旧優生保護法に基づく優生手術による被害の本質をどのように把握すべきかについての私なりの見解を申し述べ、その被害を回復するために、国会議員及び厚生労働大臣が何をすべきかを明らかにしたうえで、本件訴訟において、除斥期間を適用することの誤りを指摘することといたします。

2 旧優生保護法に基づく優生手術の被害の本質について

(1) 一般に、旧優生保護法に基づく優生手術は、人間としての最も本質的な権利というべき子を産み育てる権利(リプロダクティブ権)の侵害であると捉えられており、仙台地裁令和元年5月28日判決もそのように認定をしています。

しかしながら、私は、より問題にすべきことは、どのような理由によって、旧優生保護法が、人間にとって、まさしく根源的と言うべき権利を侵害しようとしたのかを吟味することだと思います。

同法は、その理由を「不良な子孫の出生を防ぐ」と明記しています。この「不良な」とは、出生させてはならないという意味で用いられている訳ですから、この世に生まれ出てはならない存在、ないし生まれ出る資格のない存在、更に言え

ば、社会にとって生まれてもらっては迷惑な存在という意味でしかありません。

そのうえで、何よりも重要なことは、こうした「不良」なる存在との位置づけは、そのまま同法による優生手術の対象である障がいがあると見なされた人たちへと向けられているということです。

あなたのような「不良な」子孫を出生させないようにするという意味でしかないからです。

- (2) この法律をこのように解釈しますと、本件訴訟で明らかにされるべき原告らの被害の本質は、単に、子を産み育てる権利を侵害されたことにとどまらず、この世に生きていては困る、迷惑な存在であるとの烙印を押されたまま生きていくという人生を強いられたことにあるということになります。

国によって、「この世に生きていては困る迷惑な存在である」との烙印を押されるということは、社会内に、そのような存在であるとの偏見、差別を根付かせるに至ることは必定です。原告らは、このような偏見、差別にさらされながら生きてきたのです。

つまり、原告らの被害の本質は、国によってこのような烙印を押され続けたことによって、偏見、差別にさらされる地位に置かれたということであり、文字通り、人間としての尊厳を否定され続けたということであって、子を産み育てる権利を侵害されたという事実は、その被害を最も過酷な形で受けたということになると言うことです。

その意味で、原告らの被害は、今なお継続しており、除斥期間が成立しているということは、ありえないという外はありません。

3 加害者としての国の被害回復義務について

- (1) そのうえで、本件訴訟では、原告らのこうした被害の回復のために、国会や政府が何をしなければならないのかが明らかにされなければなりません(法的には、自らの違憲・違法な先行行為に基づく国の被害回復義務の内容の如何ということです)。

重要なことは、旧優生保護法の優生条項を廃止しただけでは、原告らの被害は少しも回復されないということです。

- (2) この点に関して、ハンセン病患者の場合には、2001年5月の熊本地裁判決において、厚生労働大臣に対して、「社会内の差別、偏見を除去するための相당한措置を採ること」を義務付けており、ハンセン病患者の家族に対しても、昨年6月の熊本地裁判決は、厚生大臣、厚生労働大臣に対して、「ハンセン病隔離政策が原因で、ハンセン病患者の家族に対する偏見差別を形成、維持、さらには強固にしたことを明らかにした上、そのことについての謝罪とその周知がされる措置をとることが必要」であったとしています。

こうした判決を受けて、国会は、衆参両議院の本会議において、被害者に対する謝罪決議を行い、「ハンセン病補償法」「家族補償法」を制定して、裁判に参加していない被害者に対する「慰籍料」の支払いの道を講じました。

政府も、当時の小泉首相や安倍首相が、謝罪の談話を公表して、再発防止と被害者らの名誉回復するために全力を注ぐことを誓っています。

- (3) しかしながら、旧優生保護法に関しては、「らい予防法」の廃止と時を同じくして優生条項の廃止を行いながら、2019年の「一時金支給法」の制定に至るまで、国会も政府も被害者に対する謝罪はおろか何らの被害回復措置も採ることを怠ってきたのです。

これまでの原告ら準備書面において論じてきたところですが、旧優生保護法の制

定やその後の実施過程における国の誤りには、2つの特徴があります。

第1は、日本国憲法制定直後の時期に、こともあろうに、戦前の軍国主義時代に制定された国民優生法を、何ら吟味することなく、より一層強化する内容として制定されたということです。まさに憲法13条の意義をないがしろにする暴挙だったという外はありません。

第2は、同法制定後において、国会は、その徹底化を図るために、数度の改悪を続け、更に、その効率的な運用を図るために、厚生省だけでなく、法務省までもが、優生手術を強制するに当たって「身体の拘束、麻酔薬の施用または欺罔等の手段を用いることも許される場合がある」等と、国会で答弁するに至ったということです。

本件訴訟において、是非とも吟味していただきたいのは、1996年に「旧優生保護法」が母体保護法へと名称変更するに至った時点で、国会において、このような歴史的事実を踏まえたうえで、国会や政府が、その誤りを認め、被害を受けた人たちへの対応のあり方について、どのような審理が行われたのかということです。さる6月30日に言い渡された、東京地裁判決は、「障害者に対する差別と正面から認める形で同法は改正された」などと全く不当な認定をしていますが、国会も政府も、何一つとしてまともな検討をしておらず、「旧優生保護法」は、文字通り闇に葬られたのです。

本件訴訟で、真に問われるべきは、まさにこの点にあるのであり、その意味で被害回復義務の不履行という国の加害行為は、今なお継続しているのであって、除斥期間が成立する余地は全くありません。

3 おわりに

私は、1944年の生まれであり、弁護士としての生活も52年目を迎えました。

この間、私自身は、旧優生保護法の存在と被害を受けた多くの障がいのある人たちの深刻な被害という事実を知りながら、この問題に取り組むことを怠ってきました。

いえ、私たち弁護士だけではありません。裁判所を含む日本の司法は、この問題について、憲法の保障する人権規定に照らして、この問題にメスを入れるということを、何一つとして、行ってこなかったのです。先日の東京地裁判決が明らかにしたとおり、都道府県の優生保護審査会の委員には、歴代、各地の地方裁判所の裁判官が委員として就任し、審査に参加してきたという歴史的事実が、このことを端的に示しています。

裁判官の皆さん、本件では、こうした司法の加害者としての責任が厳しく問われていることを肝に銘じて、真相を究明し、責任の所在を明確にすることに全力を尽くすべきであり、先行判決のような除斥期間経過を理由に原告らの訴えを認めないなどという愚かな過ちを繰り返さないよう切に願う次第です。 以上